

(2008年6月23日)

DecaBDE 及び TBBPA のリスクアセスメント (EU 官報に掲載) について

1) DecaBDE 当該官報全文は以下をクリック下さい

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2008:131:0007:0012:EN:PDF>

P A R T 2 に別称の Bis(pentabromophenyl) ether として記述されている。

官報要旨：人に対するリスク評価はフランス、環境は英国が実施。

人に対するリスク

作業員： より適切に評価するため発達神経毒性の試験を求める

消費者： 追加情報・試験・リスク削減手段不要

環境経由の暴露： より適切に評価するため10年以上のバイオモニタリングと発達神経毒性の試験を求める

物理化学的性状に基づくもの： リスクがあると認めない、現行削減措置で十分。
追加情報不要。

環境に対するリスク

水生・陸生エコシステム： より適切に評価するため10年以上の環境モニタリング
を求める

大気圏： リスクがあると認めない、現行削減措置で十分。追加情報不要。

污水处理場の微生物に対し： リスクがあると認めない、現行削減措置で十分。追加情報不要。

BSEF 本部声明(要旨): リスクアセスメントの肯定的な内容を歓迎する。長期に亘り、1000件を超える試験を用い、恐らくこれまで最も広範且つ深く審査され、今回の(最終)公示となった。追加要求されたモニタリング・試験は実施中で、今後 REACH のシステムの下逐次レビューされる。今回の結果又それを裏付けた膨大な科学的事実は、REACH 下の登録を容易とするであろう。今回の公示内容に関する EU 議会の事前投票は賛成 335 票反対 10 票であった。このリスクアセスメントと RoHS の矛盾を一刻も早く解消することを求める。

2) TBBPA 当該官報全文は以下をクリック下さい

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:c:2008:152:0011:0020:EN:PDF>

同日掲載された TBBPA 削減に関する Recommendations (2008/454/EC) は(問題が無い
ためか極めて簡潔な内容です)

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2008:158:0062:0064:EN:PDF>

官報要旨： 審査国 英国

人に対するリスク

作業員 / 消費者 / 環境を通じての暴露及び物理化学的性状に基づくもの：

リスクがあると認めない、現行削減措置で十分。追加情報不要。

環境に対するリスク

大気圏：リスクがあると認めない、現行削減措置で十分。追加情報不要。

水生・陸生エコシステム： 1 . 追加情報・試験を求める。なぜならば

- TBBPA が嫌気状態の淡水中或いは海水の堆積物中でビスフェノールA に分解する可能性があるため。これは、ビスフェノール A の水生動物への試験結果、それに基づく PNEC 値により再検討する。

- 他に、可能性のある代謝・分解物として tetrabromobisphenol-A bis(methyl ether) (恐らく PBT 基準に合致する) がありえる。現行試験では確定できぬが、極めて微量な分解物と看做せる。ある用途に関しリスク削減手段の必要性が既に確認されていることに鑑み (その結果、親化合物による負荷が減るので) 本件に関しては更なる検討は必要としない。

- 海洋環境に関するリスク係数からある用途に関しリスクを生じるかも知れない。海生生物に対する更なる毒性試験の必要性は、淡水及び淡水堆積物の評価によって得られるリスク削減行動の結果が判明してから判断する。

とはしたものの、上記第 2 項の環境リスク削減手段の遂行と、Recommendations (2008/454/EC) を行うことにより、水生・陸生エコシステム中の濃度は十分に下げられ、追加情報の必要性がなくなると考えられる。

2 . リスクを制限する具体策が必要。なぜなら、

- ABS 樹脂に TBBPA を難燃剤として添加している工場で、表面水と堆積物のリスク係数 (PEC/PNEC) は 1 を超えている。

- (第 2 項 割愛)

< BSEF - JAPAN 注記：特定の一工場が起こした問題で、現在、TBBPA の使用を止め解決している >

污水处理場の微生物に対し：リスクがあると認めない、現行削減措置で十分。追加情報不要。

リスクを制限する手段は Recommendations (2008/454/EC) に開示した。

同日、6月18日付け EBFRIIP (欧州臭素系難燃剤工業会) 声明文 (大意)

EBFRIIP は本日公告された TBBPA のリスクアセスメント及びリスク削減結果を歓迎する。この公告の意味することは 8 年に亘ったリスクアセスメントが終結し、TBBPA の EU 内での使用は何の制限も受けないこと。REACH に基づく登録は何の支障も無く行われるであろう。

< 以上 >